

第2節 防火対象物

第1 敷地内の消火活動上の施設等

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車の活動空間の確保及び消防水利の設置については、次によること。◆

1 はしご自動車の活動空間の確保

4階以上の建築物（非常用エレベーターを設けたものは除く。）には、次によりはしご自動車の活動空間を確保すること。

(1) 道路及び敷地内通路等

道路及び通路等（以下「道路等」という。）は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

ア 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものであること。

イ 道路等の有効幅員は、4 m以上であること。

ウ 道路等は、接地圧 0.8MPa 以上に耐えられる構造であること。

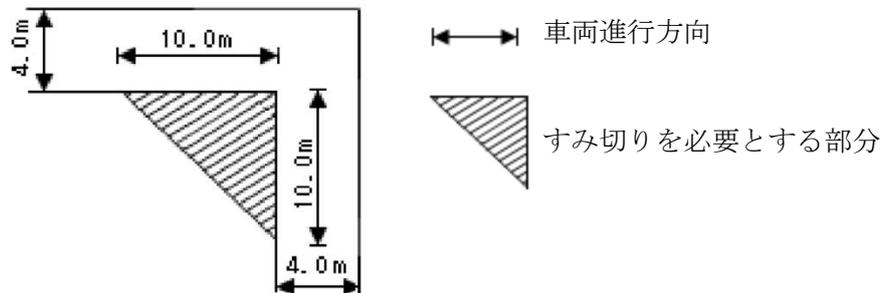
エ 道路等の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けるものであること（第1-1図参照）。

オ 道路等の勾配は、縦、横方向とも5%（3度）以下であること。

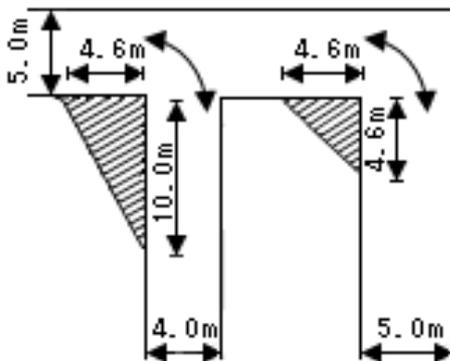
カ 道路等と建築物間の距離が、9 m以下となるようにすること。

キ はしご車が歩道等に乗り上げる際は、段差を10 cm以内とすること。

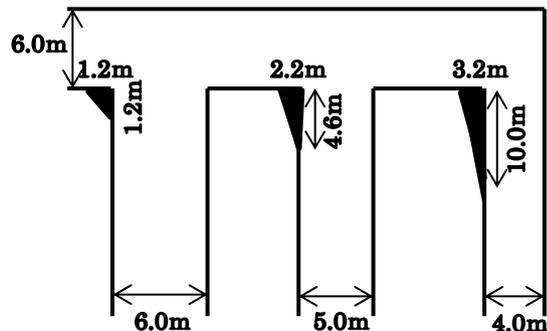
① 幅員 4 mの場合



② 幅員 5 mと 4 m・5 mの場合



③ 幅員 6 mと 4 m・5 m・6 mの場合



第1-1図 道路等すみ切り図（直角の場合）

(2) 活動空間及び活動空地

ア 伸長したはしごの周囲（上下、左右）には1 m以上の空間を確保すること。

なお、この場合架空電線等にあつては、電気設備技術基準で定める離隔距離に消防活動上の安全値を加え、その合計を1 m以上とすること。

イ 活動空地を設ける場合、その広さを幅6 m以上、長さ14 m以上、また、段差がなく勾配7度未満とし、地盤及び地下埋設物等は、はしご車荷重20 t以上に耐えられるものであること。

ウ 活動空地の旨を表示するため、マーキング塗装を施すか、又は、看板を設置すること。（別記1・2を参照）

(3) はしご架てい箇所

建基令第126条の6により設けられた非常用進入口（代替開口部を含む。）には、はしご自動車を架ていできるようにすること。

(4) 住宅団地等

共同住宅等の各住戸から2方向避難が確保されないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。ただし、どうしても架ていが難しい場合は、避難器具をベランダに設けること。（他の用途についても同様とする。）

2 消防水利の設置

(1) 消防水利の設置指導対象建築物

消防長が別に定める行政指導指針に該当する建築物

(2) 設置を指導する消防水利

ア 設置位置は、消防ポンプ車が容易に接近し取水できること。

イ 水量は、常時貯水量が40 m³以上又は取水可能水量が1.0 m³ /分以上で、かつ、連続して40分間以上の給水能力を有すること。

ウ 地盤面から水面までの落差は、7 m以内であること。ただし、有圧の場合はこの限りでない。

エ 蓄熱槽を消防水利とする場合は、アによるほか次によること。

(ア) 蓄熱槽の容量は、400 m³以上あり、取水可能水量が1.0 m³ /分以上であり、かつ、連続40分以上取水できること。

(イ) 地盤面から水面までの落差は、40 m³取水した場合でも5 m以内であること。ただし、有圧の場合はこの限りでない。

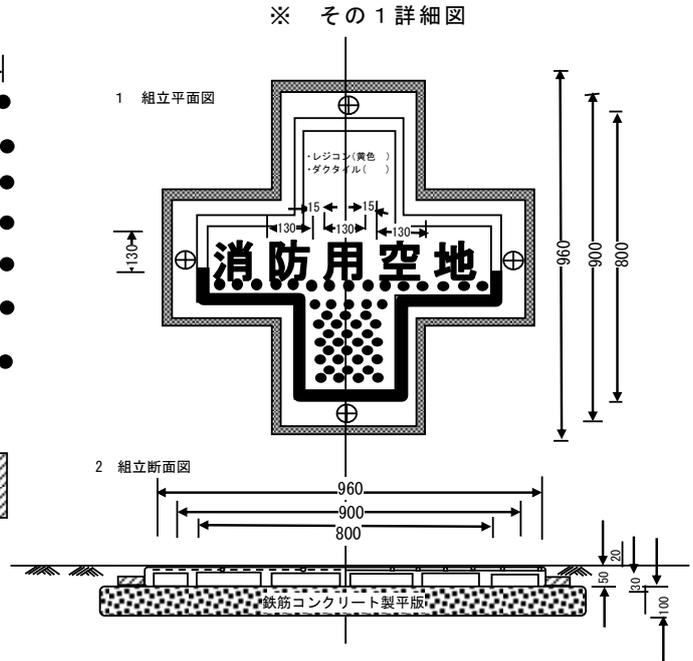
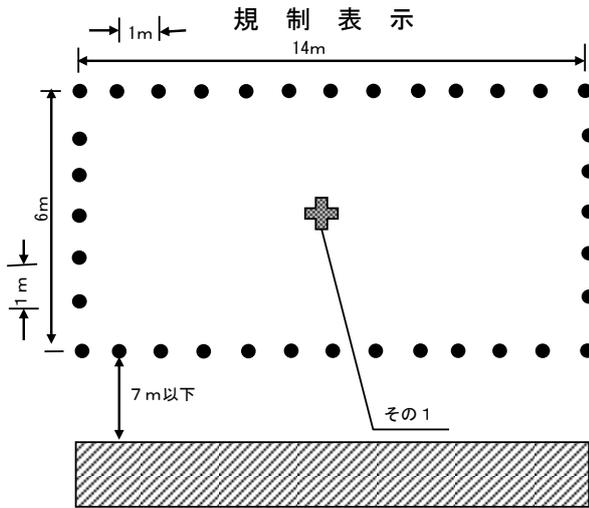
(ウ) 取水口付近に容量を表示すること。

(エ) 取水箇所は、冷暖房使用後の常温に近い槽の付近とすること。

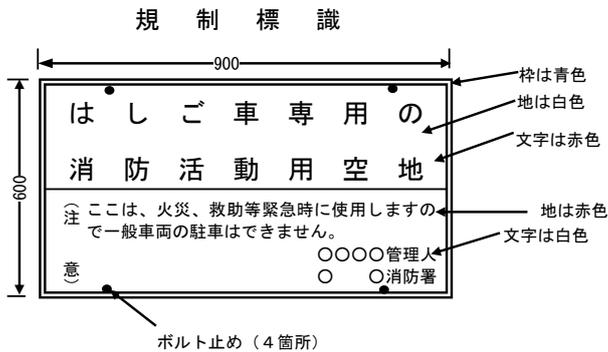
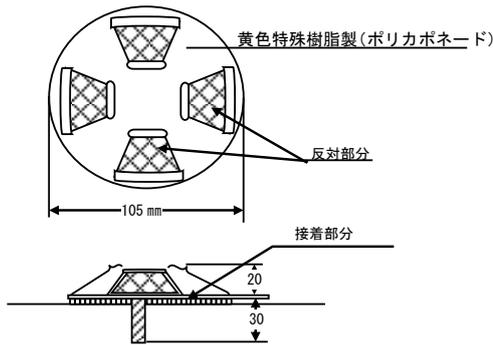
オ 消防水利の設置については、「那覇市消防水利規程」によること。

別記 1

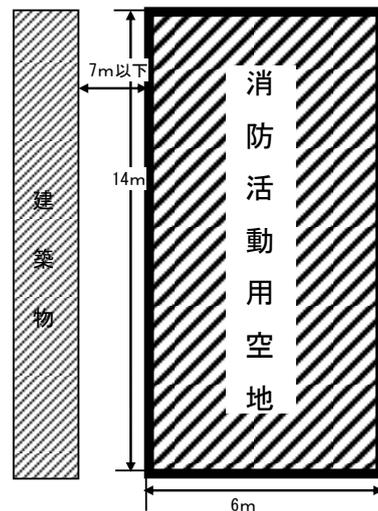
消防用活動空地表示方法



※ その2詳細図



ゼブラ表示

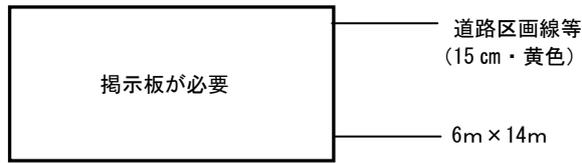


※ ゼブラ及び文字の色は白色又は橙色とすること。

別記2

消防活動用空地の表示詳細図（表示方法は、次のものから選択）

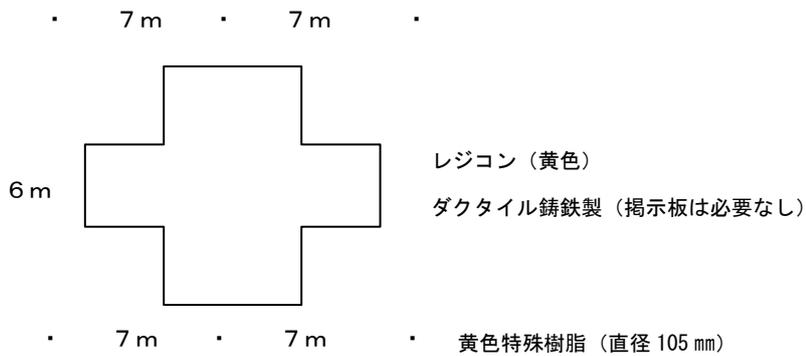
1



2



3



消防活動用空地の掲示板詳細図

